

奈良県告示第三百六十号

昭和六十一年三月奈良県告示第八百四十七号（奈良県奈良県税事務所等における共用の所長印）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月五日から施行する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

本文中「奈良県高田県税事務所、奈良県桜井県税事務所、奈良県吉野県税事務所」を「奈良県中南和県税事務所」に改める。